

城里町議会全員協議会会議録

日時 令和7年5月30日（金）

午前10時06分

場所 城里町役場 3階 議場

出席議員（14名）

議長 三村孝信君
高橋裕子君
金長秀範君
綿引静男君
飯村栄君
桜井和子君
猿田正純君

副議長 加藤木直君
藤咲芙美子君
片岡藏之君
関誠一郎君
阿久津則男君
鯉渕秀雄君
小坪孝君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長
副町長
教 育 長
まちづくり戦略課長
まちづくり戦略課内
道の駅整備室長補佐
総務課長
町民課長
財務課長
税務課長
国保年金課長
長寿応援課長
健康福祉課長
農業政策課長
都市建設課長
上下水道課長

上遠野修
藤田悟史
添田智繁
園部 繁
大畑安弘
大津好男
羽部理恵
雨宮忠芳
佐藤 宰
富江一也
稲川弘美
飯村正則
興野隆喜
加藤孝行
江幡守仁

会計課長（会計管理者）	所 克 実
農業委員会事務局長	山 崎 栄 一
教育委員会事務局長	廣 木 仁

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	興 野 友 宣
主 任 書 記	藤 田 真 紀
書 記	鷺 翔 瑛

議会全員協議会次第

- 1 開 会
- 2 議長挨拶
- 3 町長挨拶
- 4 協議案件
 - (1) 令和7年第2回城里町議会定例会提案事項について
(別紙 議会定例会議事日程)
- 5 閉 会

午前 10 時 06 分開会

開 会

○議長（三村孝信君） 議員各位には、何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまから議会全員協議会を始めます。

議長挨拶

○議長（三村孝信君） 本日の全員協議会は、来る 6 月 3 日に招集されます令和 7 年第 2 回城里町議会定例会に提案される事項につきまして、事前に協議をいただくものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

本日の出席状況についてご報告いたします。全員出席であります。

なお、まちづくり戦略課道の駅整備室長木村公一君が欠席のため、補佐の大畑安弘君が出席しております。

町長挨拶

○議長（三村孝信君） ここで町長よりご挨拶をいただきます。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 本日は、令和 7 年第 2 回議会定例会に提案します議案等につきまして、事前に議会議員の皆様にご説明するため、全員協議会の開催をお願いしましたところ、公私ともご多用のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日の全員協議会ではありますが、承認 2 件、議案 6 件、報告 8 件について担当課局長より説明申し上げます。よろしく審議を賜りますようお願い申し上げます。

協議事項

○議長（三村孝信君） これより会議に入ります。

会議次第に従い、会議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

なお、ご質問のある方は、挙手をし、議席番号を述べた上で着座にてご質問ください。

執行部におきましても答弁は着座で結構です。

また、質問の回数は制限しませんが、簡潔に重複質問のないようお願いをいたします。

それでは、承認第2号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君） それでは、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

承認第2号をご覧ください。承認第2号 専決処分第2号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてであります。国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、町条例の一部を改正したものです。

主な改正点は国民健康保険税の課税限度額を引き上げたとともに、国民健康保険税の軽減措置について所要の改正を行ったものです。

以上、承認第2号についてご説明申し上げました。

詳細につきまして、説明資料5ページから6ページの新旧対照表をご覧くださいと存じます。ご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三村孝信君） 承認第2号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 今回、これ所得税のもう承認なので、とやかくどうこう言うことではないんですが、ちょっと簡潔にお聞きいたします。

所得割額と均等割額の医療給付費分と後期高齢者支援分、それから介護納付金分、割合の変動はどうなっていますでしょうか。

これ、現行との違いと言うのは65万から66万になる、24万から26万にするということなんですが、これはどのような状況で全体にプラスになって、何ていうかな、金額が増額になってしまう、増額というか、増えると思うんですね。やっぱり全体的に知らせるためにはもっと細かく知りたいなと思うんで、まず、ちょっとこう表が何かにできるのかなと思っているんですが、何か分かりやすく説明していただけないでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（三村孝信君） 国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） ただいまの藤咲議員のご質問について簡単というか、お答えいたします。

課税限度額が増えることはどういうことですかというような、多分内容のことだと思うんですが、こちら町条例新旧対照表第2条で、一応改正しているものなんですけれども、その内容につきましては、賦課限度額、課税限度額に係る今回一部改正でございます。

こちらの改正につきましては、高所得者に対する対象の改正でございます。その課税額を引き上げさせていただきまして、高所得者の方から税をご負担いただくという、簡単ではございますが制度改正でございます。

前は、所得割と均等割額が65万が、今回66万に引き上げさせていただきます。後期高齢者支援金額の課税金額が、前回24万から今回26万ということで3万円。介護保険分はそ

のまま17万ですので、前回の106万から109万ということで、課税額が上がるということなので、こちら分かりやすく言いますと、高所得者から3万円の税をいただくという制度改正のものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 高所得者というのは、大体年収幾らぐらいからになりますか。

○議長（三村孝信君） 国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） 高所得者の年収というご質問なんですけれども、こちらにつきましては、今回影響を受けますのは、主に所得が980万円以上ということで、給与収入ですと1,175万円の世帯に想定されるということでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） かなり高所得の方からなんですけれども、そのじゃ980万以下の収入の人には、全く影響ないということですか。

○議長（三村孝信君） 国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） 今回は、おっしゃるとおり高所得者ですので、それ未満の低所得者、中間層、中所得者に対しては、ほとんど影響がないものと考えております。よろしくお願いいたします。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。ありがとうございます。

○国保年金課長（富江一也君） よろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） ほかにご質問はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、承認第3号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君） それでは、承認第3号をご覧ください。承認第3号 専決処分第3号 城里町税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてであります。地方税法上の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、町条例の一部を改正したものです。

主な改正点は新基準原付バイクに係る軽自動車税種別割の税率を年額2,000円とし、その他所要の改正を行ったものです。

以上、承認第3号についてご説明申し上げました。

詳細につきましては、説明資料6ページから11ページの新旧対照表をご覧くださいと存じます。ご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三村孝信君） 承認第3号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○ 8 番（藤咲芙美子君） 第 2 条第15項、16項に変更ということなんですが、これは単なる項目が変更になっただけではないんだと思うんですけども、ちょっとこれでは分かりにくいんですけども、もう少し簡潔な感じで、今国保年金課長が答えてくれたような簡潔な内容で、ちょっと説明いただけますでしょうか。

○議長（三村孝信君） 税務課長佐藤 宰君。

○税務課長（佐藤 宰君） ご質問にお答えいたします。

82条の件でよろしい。

○ 8 番（藤咲芙美子君） はい。

○税務課長（佐藤 宰君） こちらにつきましては、現在軽自動車の税率で定めているもののうち、原付の50ccバイクがございまして、そちらにつきましては、50cc以下のバイクで登録はしているんですけども、環境に対する規制が今年の11月以降に厳しくなることが決まっております。排ガス規制というものですが、50cc以下のバイクですと、その排ガス規制を基準を満たすことができないということが分かっておりまして、それに対して、原付バイクは11月以降は生産されないことになります。ただ、それに代わるものとしまして、新旧対照表の82条の（1）のウですけれども、排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のものということで、新しくバイクが作られることになっております。企業のほうでも生産のために、今努力しているところだと思っています。

内容につきましては、125cc以下になりますけれども、バイクのその原付50cc以下の免許でも乗れる新基準のバイクということでして、年額はその年税額、原付バイク2,000円ですけれども、それは変わらず乗ることができるものでございます。ナンバープレートについても同じ白の今までのナンバープレートを使うことになっております。

以上でございます。

○議長（三村孝信君） 8 番藤咲芙美子君。

○ 8 番（藤咲芙美子君） 新しく作られるというのは、今の50ccのバイク以下の規格は何か新しく作るんですか、バイク自体を。それで、その税金がかからなくなる。今の説明はよく、こうなるというようなことは見えたんですけども、50ccバイクの以下のバイクは今現在あるんですか。

○議長（三村孝信君） 藤咲議員、125cc以下のバイク。

○ 8 番（藤咲芙美子君） じゃこれは、作られるっということかな。これから作るのかな。

○議長（三村孝信君） 課長説明して分かんなかったから、私説明するからね。

税務課長佐藤 宰君。

○税務課長（佐藤 宰君） ご説明いたします。

新しいバイクが作られるという認識で大丈夫です。今の規格では排ガス規制を満たすことができないので、新しい排ガス規制に合致したものを作るといって、新しい規格のものを作るといってでございます。

○ 8 番（藤咲芙美子君） 分かりました。

○議長（三村孝信君） ほかに質問ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第32号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君） それでは、議案第32号をご覧ください。議案第32号 城里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の改正に伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は仕事と育児、介護を両立できるよう育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知、意向確認について規定するものです。

以上、議案第32号についてご説明申し上げます。

詳細につきましては、説明資料4ページから6ページの新旧対照表をご覧くださいと存じます。ご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三村孝信君） 議案第32号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第33号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君） それでは、議案第33号をご覧ください。議案第33号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。最近の物価及び人件費の変動を踏まえ、投票所及び開票所の管理者等の報酬額を見直すため、町条例の一部を改正するものです。

以上、議案第33号についてご説明申し上げます。

詳細につきましては、説明資料4ページから5ページの新旧対照表をご覧くださいと存じます。ご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三村孝信君） 続いて、議案第33号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第34号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君） それでは、議案第34号をご覧ください。議案第34号 城里町税条例の一部を改正する条例についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が

令和7年3月31日に公布されたことに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は個人住民税について、所得税の控除の見直し、特定親族特別控除の創設等の措置を講ずるほか、加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準額の特例、その他所要の改正をするものです。

以上、議案34号についてご説明申し上げます。

詳細につきましては、説明資料6ページから12ページの新旧対照表をご覧くださいと存じます。ご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三村孝信君） 議案第34号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 控除の見直しということなんですけれども、具体的なところはどんなふうになっているのか、簡単に説明をお願いします。それと、たばこ税の特例というのは、例えばどういうものなのか、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（三村孝信君） 税務課長佐藤 宰君。

○税務課長（佐藤 宰君） ご質問にお答えいたします。

まず、所得控除の改正の件でございますが、36条の2の矢印で示したところですが、特定親族特別控除額というのが新設されております。内容を言いますと、大学生の世代に対して、19歳以上23歳未満の方ですが、収入制限が今まで103万円、それを超えると扶養に入れないという状況だったのが、制限を緩和しまして150万円まで緩和したものでございます。

もう1点の附則第16条の2の2でございますが、こちらの課税標準の特例と言いますのは、現在の加熱式たばこ紙たばこの税率におきまして差がございます。加熱式たばこのほうが安くなっておりますので、その差を解消するために、令和8年度中に紙たばこの税率に近づけるといってございまして、令和9年度以降は、3年かけて両方の紙たばこ、加熱式、両方とも1本当たり3年間で1.5円上げるというものでございます。

以上でございます。

○8番（藤咲芙美子君） はい、分かりました。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第35号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君） それでは、議案第35号をご覧ください。議案第35号 城里町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります、ななかいこども園の新築工事が完了することに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は施設の位置を城里町大字小勝1400番地に変更するものです。

以上、議案35号についてご説明申し上げました。

詳細につきましては、説明資料4ページの新旧対照表をご覧くださいと存じます。
ご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三村孝信君） 議案第35号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第36号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 議案第36号 工事変更請負契約の締結につきまして、説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、契約の目的といたしまして、令和6年度道の駅かつら移転事業造成工事において、変更契約をするものであります。

2、変更による増額は231万円、うち消費税21万円。

3、変更後の契約金額は1億8,161万円、うち消費税額1,651万円であります。

4、契約の相手方は、城里町栗339の2、桐原・金長特定建設工事共同企業体。

構成員1、城里町栗339の2、株式会社桐原工務店、代表取締役、桐原耕一。構成員2、城里町下坪1668の2、株式会社金長設備工業、代表取締役、金長英樹でございます。

5、契約の方法につきましては、随意契約において令和7年5月23日に実施いたしました。

変更の内容につきましては、議案第36号説明資料のとおりでございます。

現在は、仮契約中であり、議決をいただいて本契約となります。

以上、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 議案第36号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第37号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 議案第37号 令和7年度城里町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,040万6,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ133億3,940万6,000円とするものです。

第2条、債務負担行為の補正であります。

2 ページをご覧ください。

第 1 表、歳入歳出予算補正であります。

歳入。

16 款国庫支出金、1 項国庫負担金であります。既定額に 4,441 万 2,000 円を追加するので、新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害救済給付費負担金の増によるものです。2 項国庫補助金であります。既定額から 1,259 万 8,000 円を減額するもので、公立学校情報機器整備費補助金の減によるものです。国庫補助金から県補助金へ変更するものです。

17 款県支出金、2 項県補助金であります。既定額に 1,356 万 6,000 円を追加するもので、公立学校情報機器整備費補助金の増によるものです。3 項委託金であります。既定額に 42 万 6,000 円を追加するもので、参議院議員及び県知事選挙費委託金の増によるものです。

20 款繰入金、2 項基金繰入金であります。既定額に 379 万 9,000 円を追加するもので、財政調整基金繰入金の増によるものです。

22 款諸収入、5 項雑入であります。既定額に 80 万 1,000 円を追加するもので、消防団員退職報償金の増によるものです。

続きまして、歳出であります。

2 款総務費、1 項総務管理費であります。既定額に 119 万円を追加するもので、主なものは本庁舎修繕料及び空き家対策委託料の増によるものです。4 項選挙費であります。既定額に 55 万 8,000 円を追加するもので、参議院議員、県知事及び町議会議員選挙執行報酬の増によるものです。

4 款衛生費、1 項保健衛生費であります。既定額に 4,441 万 2,000 円を追加するもので、予防接種健康被害医療支援費の増によるものです。

6 款商工費、1 項商工費であります。既定額に 38 万 7,000 円を追加するもので、主なものは、ほたるん商標登録手数料、島家住宅管理業務委託料の増によるものです。

7 款土木費、4 項都市計画費であります。既定額に 12 万 8,000 円を追加するもので、都市計画審議会委員報酬の増によるものです。

8 款消防費、1 項消防費であります。既定額に 273 万 7,000 円を追加するもので、主なものは災害ハザードマップ作成業務委託料、消防団員退職報奨金の増によるものです。

9 款教育費、1 項教育総務費であります。既定額に 99 万 4,000 円を追加するもので、水戸桜ノ牧高校常北校後援会補助金の増によるものです。

4 ページをご覧ください。

2 表、債務負担行為であります。

翌年度以降に支出することが見込まれる経費について債務負担行為を設定するもので、期間及び限度額を見込んで、4 ページにお示しするものです。

以上が、議案第 37 号 令和 7 年度城里町一般会計補正予算（第 1 号）につきましの説

明になりますが、詳細につきましては、5ページから9ページの事項別明細書、給与費明細書をご覧いただきたいと存じます。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三村孝信君） 議案第37号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 事務事業からお聞きいたします。

1番の本庁舎施設の管理、修繕事業、これいろいろあったんだと思うんですけども、警備員の変更になるのかなということだと思います。これまでの警備員の対応では駄目だった理由、それから、これまでの警備員は夜間対応できなかったのか、夜間対応の件数はどのような対応があったのか、コールセンターでどのような対応ができるようになるのか、夜間の必要性は何か、お聞きいたします。

○議長（三村孝信君） 総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君） ご質問にお答えいたします。

今回補正に入れております本庁舎施設管理修繕ということで、今回99万の補正をしております。こちらについては、まず、今の電話の交換基盤について劣化していることから、早く修繕する必要があるため追加しているものと、今ご質問のあったコールセンターについて、コールセンターへの通話可能な機器設置を取り付けまして、現在、昨年度までですが、昨年度までは警備員による夜間の電話交換受付等を実施しておりましたが、労働基準法のほうで一部困難な部分が発生することから、令和7年度より夜間の対応については、非常時以外についてはコールセンターで対応することとして、今回補正で入れているものでございます。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 全協だから大丈夫ですね。

○議長（三村孝信君） 大丈夫ですよ。回数制限ありませんので。どうぞ。

○8番（藤咲芙美子君） 今、ちょっと簡単に答えてもらったようですけれども、警備員の夜間の対応は、これまでどのような夜間の対応があったんでしょうか。まず、お聞きいたします。

○議長（三村孝信君） 総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君） これまでの夜間の対応につきましては、上下水道等の緊急通報、漏水とか、そういう部分に対する夜間の通知があるものと、戸籍に関する受付というのが、休日、深夜に問わず受け付けるものがございます。それについて警備のほうで対応して受領していたものでございます。また、先ほど申した緊急時に関しては、警備室のほうから町担当職員に対して連絡等を行っていたものでございます。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 緊急時は警備員さんが担当課に言ったというようなことをお聞

きしましたけれども、コールセンターにいったときに、その対応はできるんですか。

○議長（三村孝信君） 総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君） ご質問にお答えします。

議員ご指摘の部分につきましては、今警備員でじかに対応していたものについて、コールセンター回線に接続された状態で、今までどおり通報等については、こちらのほうに、担当部局のほうに連絡が来るようになっております。また、先ほど申したとおり、緊急時につきましては、警備室のほうで対応するよう契約をしているものでございます。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 一応、補足しますと、今も昔も警備員さんは警備室に夜通しでいるんですけれども、労働環境の改善のために、いろんな法律の規制が強くなって、警備員さんにちゃんと休憩取らせてくださいという話になって、それで深夜の夜10時から朝5時までは、一応警備員さんは寝ていてもいいと、ただし、通常はコールセンターで受けるんだけれども、本当に緊急事態になったら、たたき起こして対応してもらうというふうになっていますんで、今までは、緊急じゃなくても何でも警備員さんがたたき起こされて対応していたんだけれども、それは、連続労働時間の規制とかあって、連続何時間以上働いちゃいけないとか、何時間に1回は休憩取らせなさいという法規制が入ったので、警備員さんの休憩時間を法令に従って取らせるために、緊急じゃない場合はコールセンターに自動的に飛ぶようにして、緊急のときは、今までどおり起きてもらうという対応に変わったよということなんです。そのためのいろんな機器設置とか、そういうのがお金がかかっていますということなんです。

以上です。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） コールセンターというのは、どういう人が対応するんですか。

○議長（三村孝信君） 総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君） ご質問にお答えいたします。

コールセンターにつきましては、契約している警備の会社のほうとつながる24時間対応するコールセンターとなっております。

○8番（藤咲芙美子君） そういうことか、分かりました。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、定例会に上程されます報告について、執行部より説明を求めます。質問は最後にまとめて行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、報告第19号から報告第20号の2件を一括して説明を求めます。

健康福祉課長飯村正則君。

○健康福祉課長（飯村正則君） 報告第19号 第3期城里町子ども・子育て支援事業計画、

子ども・子育てを巡る問題が複雑化、多様化している中、町では平成24年に制定された子ども・子育て支援法に基づき計画を策定し、子育て家庭の多様なニーズに対応する支援を進めてきたところでございます。このたび、この計画が令和6年度末をもって終了を迎えることから、新たに第3期計画を策定したものでございます。

詳細につきましては、計画書をご一読願えればと思います。

説明は以上でございます。

続きまして、報告第20号 第3期城里町健康づくり計画でございます。

健康でいつでも暮らせるためには、一人一人が健康づくりに取り組むことに加え、地域や企業が個人の健康を考えることも重要です。そのため、町では令和2年度に第2期城里町健康づくり計画を策定し、各種事業を実施してきたところでございます。このたび、この計画が令和6年度末をもって終了を迎えることから、新たに第3期城里町健康づくり計画を策定したものでございます。

詳細につきましては、計画書をご一読願えればと思います。

説明は以上でございます。

○議長（三村孝信君） 続いて、報告第21号の説明を求めます。

町民課長羽部理恵君。

○町民課長（羽部理恵君） 報告第21号 城里町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）についてご説明申し上げます。

地球温暖化対策実行計画につきましては、令和元年に地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき12年間の計画を策定いたしました。令和6年は中間見直しの時期であったため、進捗状況や目標達成状況を検証し、あわせて国の地球温暖化対策計画において、温室効果ガス排出量の削減目標を平成25年度比で51%減としたことから、町の計画においても国と同様の削減目標を掲げ改定いたしました。

以上、城里町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）についてご説明申し上げます。

詳細につきましては、城里町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）をご一読いただければと存じます。

以上です。

○議長（三村孝信君） 続いて、報告第22号の説明を求めます。

上下水道課長江幡守仁君。

○上下水道課長（江幡守仁君） 報告第22号 城里町下水道事業経営戦略についてご説明申し上げます。

平成28年度に策定した下水道事業経営戦略について、現在推進している広域化、共同化の取組を反映し、投資額の平準化と経費回収率の向上を図るため、今回見直しを行ったものになります。計画期間は令和16年度までの10年間となっております。

詳細につきましては、城里町下水道事業経営戦略本編をご参照願います。

本計画に基づき、持続可能な下水道事業の推進に努めてまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 続いて、報告第23号から報告第24号の2件を一括して説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 報告第23号 令和6年度城里町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。2款総務費、1項総務管理費、公用車購入事業から9款教育費、5項保健体育費、常北運動公園野球場トイレ改修事業までの44事業を翌年度に繰越いたしました。繰越額の合計は7億4,087万4,000円でございます。

以上、報告23号についてご説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

続きまして、報告第24号 令和6年度城里町一般会計事故繰越し繰越計算書についてあります。7款土木費、2項道路橋梁費、町道80号線道路維持補修事業から9款教育費、4項社会教育費、コミュニティセンター常北、非常用電源整備事業までの5事業、6,235万1,930円を事故繰越しをするものです。

以上、報告24号について説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 続いて、報告第25号から報告第26号の2件を一括して説明を求めます。

上下水道課長江幡守仁君。

○上下水道課長（江幡守仁君） 報告第25号 令和6年度城里町水道事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

1、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費繰越額について、1款資本的支出、1項建設改良費、A I と先進技術を活用した管路診断事業1,969万円、N T T 専用回線廃止に伴う回線変更工事2,073万5,000円、老朽管更新事業1億4,935万円を翌年度へ繰越いたしました。

以上、令和6年度城里町水道事業会計予算繰越計算書についてご報告いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、報告第26号について説明させていただきます。

報告第26号 令和6年度城里町下水道事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

1、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良繰越額について、1款資本的支出、1項建設改良費、管渠整備事業5,865万、管渠改良事業費137万5,000円、流域下水道建設負担金204万4,000円を繰越いたしました。

また、2、地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額について、1款資本的支出、1項建設改良費、流域下水道建設負担金、過年度分につきまして162万7,000円を那珂久慈流域下水道事業の確定の遅れにより繰越しをいたしました。

以上、令和6年度城里町下水道事業会計予算繰越計算書についてご報告いたします。よろしく願いいたします。

○議長（三村孝信君） これより、報告に対する質問をお受けいたします。

質問は、初めに報告番号を言ってから簡潔にお願いをいたします。長くなる場合は直接担当課のほうへお願いをいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 報告19号、報告20号、それから21号は、ちょっとこれ読み切れないというか、すごく大変なんで冊子にしてほしいと、冊子を希望いたします。

それから、報告23号、一般会計繰越明許費なんですけど、繰越明許になった原因……

○議長（三村孝信君） 議員各位に申し上げますが、電波の状況があまりよくないので、画面がフリーズしている場合がありますので、その場合は挙手をして知らせてください。対応をいたします。

藤咲議員の質問から再開いたします。

○8番（藤咲芙美子君） 23号、なぜ繰越明許になったのか原因のほうを説明、それから、繰越しになった財源は確実にあるのでしょうか。それから、翌年度の繰越しで実行できるものとできないものを分けて説明をお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 全て繰越し事業については、予算、歳出共に議会で一度議決されて、工期内に終わらなくて繰り越されたものですから、全て財源は確保されております。個別に一つ一つどうして繰り越しになったのかという話は、大変一つ一つ話が長くなると思いますので、ぜひ個別に気になる事業について担当窓口で聞いていただければと思います。

○議長（三村孝信君） あと、もう1点、計画の冊子の件について。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） また、冊子の紙でという話もあるんですけども、このタブレットを導入するときに、多額の経費をかけて導入して、ペーパーレス化するというので、確か導入するときに1,000万近くかかって導入しましたんで、それだけのお金を導入したのに、やっぱり紙で配付してくださいということになると、町民の皆さん方に申し訳ないので、ちょっと申し訳ないんですがタブレットで見ていただければと。

1人配ると、多分全員に配るという話になって、そうすると、もうあれもこれも紙でということになると、ではタブレットやめたほうがいいんじゃないかという決断も、それもありだと思いますが、実際、多額の経費をかけて情報化をしているので、紙を望むのであれば、このタブレットをやめるというのも、全くあり得る決断とも思いますけど、タブレットにも税金を投入して、紙でもくださいというと、やっぱりそれは住民に対して申し訳ないんで、そこは我慢していただければと、いうふうに思います。

○議長（三村孝信君） 8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 町長の説明受け止めました。

しかし、冊子というか、そのことについては、ちょっと私もこれだけ全部やれというのは無理かもしれませんが、そういうことであれば、タブレットからパソコンのほうに移動できて、できるような対策を取ってほしいこと、それから、紙とタブレットと一緒にどっちもできるようにするというのを少し考えていただきたいと、私は申し上げたいと思います。

タブレットだけでは比較もできないし、なかなか大変なことなんです。ですので、もうこれはタブレットの特有、いい点もあるし、紙でもいい点もあるし、そういう点については、もう少し改良の必要があるかと思います。私もその点、もう少し勉強して申し上げていきたいと思いますので。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 冊子を希望された計画については、ホームページにも掲載されておりますので、子ども・子育て計画とかですね。それはホームページにも掲載されておりますので、そこから各自印刷することはできるようになっておりますので。また、そもそもタブレットと資料を全部紙で両方できるようにという議論については、ぜひ議会の中でしっかりと議論していただくなり、来年度予算に向けて、来年度以降の予算措置に向けて、いろいろ考えていきたいなというふうに思います。

お求めの計画については、ホームページから印刷ができるようにしてあります。

○議長（三村孝信君） 8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 分かりました。そういうことであれば、ホームページのほうから、しっかりと見させていただきます。

報告23について、44の事業が繰越しされたと、7 億4,000万繰越しされています。この繰越しされるのは、もう来年度で、令和6年度でですか、できるという状況で計画されたものだと思います。何でこんなに44事業も繰越しされたんでしょうか。7 億も繰越ししてしまうということは、どういうことなのかなと、これは事業が間に合わなかった、事業者がやり切れなかったのか、そこら辺のところ説明していただけますでしょうか。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 毎年4 億とか、それぐらいは繰越ししているんですが、今年繰越しが多いのは、今議案になっております道の駅かつらの造成事業が繰越し工事の中に入ってます、それだけで2 億円ぐらいの繰越しになってますので、繰越しが増えた最も大きな事業としては、道の駅かつらの造成工事が3 月までに完了しなくて、今工事は、ほぼというか、工事としてはもう終わって、あとは議案の変更工事の承認と検査待ちぐらいになってますけれども、そういうことです。

ただ、道の駅の造成工事についても建築工事の入札が終わるまでは、建築についてはそ

の入札が終わるまではできませんので、全体の工程には、造成工事のせいで足を引っ張られているということはありませんので、もともと4月ないし5月に終わればよいかなという全体の事業スケジュールで造成工事を行っておりましたので、繰越しは多くなっておりますが、そういう事情だということでご理解いただければと思います。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 道の駅は2億円でしたね。そのほか2億円はどういうことなのか、私毎年毎年言っています。何でこんなに事故繰越しがあるのか、明許繰越しがあるのか、本当にこれだけの金額を乗せて当初予算に上げているんですけれども、本当に今まで乗せたものは全部やり切った繰越しなのか、本当によく分かりません。ですので、繰越ししたものはきちんと来年度できると、できたというようなことを、もし決算のところで出せるのであれば、決算で出させていただきたいと思うんですけれども。その予算とそれから繰越しと事後繰越しと繰越明許費といろいろそれぞれあると思うんですけれども、そのところをすごくいつもやむやにされていて、予算ばかり高く掲げているような状況もあるので、ちょっとその辺のところ少しく整理しながら、やっていってほしいなと思っています。

こんなに47億も繰り越すというのは、あんまりよくないのではないかなと思っていますので、その辺のところ整理して報告できるようであれば、お願いしたいと思います。

それから、24号の繰越し……。

○議長（三村孝信君） 藤咲議員、訂正して47億ではなく7億です。訂正をお願いします。

○8番（藤咲芙美子君） 44事業の繰越しで7億4,000万の繰越しですね。はい、分かりました。

そいなことで、7億、7億も繰り越しているのは、いかがなものかと思っています。

それから、24号の事故繰越し計算なんですけれども、この事故繰越しも実施できる事業なのかどうかを、本当にしっかりとできるのかお聞きいたします。

それから、報告25号、令和6年度の繰越し、令和7年度に繰越して実施できる見込みはあるのでしょうか、そのところをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（三村孝信君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） ご質問にお答えいたします。

繰越しに関しましては、前回の議会で議決をいただいたものの今回金額がおおむね固まったので、報告という形でさせていただいているものであります。金額が大体確定したということは、一応事業としてはできる見込みが立っているということでございます。

それと、事故繰越しに関しましては、もちろんできる見込みのものは繰り越せないもので、それはできる見込みが立ったものに対して繰越しをしたものでございます。

以上です。

○議長（三村孝信君） 上下水道課長江幡守仁君。

○上下水道課長（江幡守仁君） 報告第25号について、繰越してしっかりできるのかというようにご質問いただいたかと思います。

こちらにつきましては、3事業繰越しをさせていただきます。このうち、N T T専用回線の廃止の工事、老朽管更新事業については、いずれも契約をさせていただきます、進捗の過程で調整に日数を要したため繰越しという形になってございまして、実施については見通しが立っているものでございます。

また、A I等の先進技術活用事業につきましては、今現在ホームページで公募をしている段階でございますので、工程的にも期間を確保できておりまして、しっかりと実施をしてみたいと考えております。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 報告25、水道会計なんですけれども、A Iで漏水を確認するというようなことで1,969万出てますよね。これは予定立てていてもできなかったのか、それとも、今日数がかかっただけで見通しができると言いましたけれども、ちょっとどのぐらいかかるのかお聞きいたします。

それから、N T Tの改良も、これも随分前から計画は立ててあるんだと思うんですけれども、どのような進捗状況なのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（三村孝信君） 上下水道課長江幡守仁君。

○上下水道課長（江幡守仁君） ご質問の件ですが、A Iに関しては公募があったプロポーザルで実施をさせていただきます。こちらの手続が従来なかなか実施していなかったというところで、ちょっと時間を要した、手続の調整時間を要したところですが、現在既に手続は進めてございます。

N T T専用回線につきましては、回線の廃止に伴いまして通信回線の切替えに当たって、一部七会地区の通信回線において通信回線の通信状況の確保について、テストにちょっと時間を要してしまっていて、なかなか通信しづらい部分があるというところで、その改善策を講じるのにちょっと時間を要してしまったんですが、既に対策は行えていますので速やかに実施を進めているところです。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） はい、分かりました。

ということは、このN T Tは、いずれやれるということですね。実施できるということですね。それをまず確認したいと思います。

それから、報告24号、これ事故繰越しが6,235万は、本当に全くできなくなってしまったものとして見ていいんでしょうか。どういうものが組み込まれているのか、ちょっと簡単に報告できるものがあればお願いしたいと思います。

○議長（三村孝信君） 上下水道課長江幡守仁君。

○上下水道課長（江幡守仁君） N T Tの工事については、既に契約して進めております

ので、間違いなくできるものでございます。

○8番（藤咲芙美子君） はい、分かりました。24号。

○議長（三村孝信君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 今画面に表示してます事業が事故繰越しになったものでございまして、説明という欄に理由も記載してございます。

これは、一度繰越しして再繰越しという形では通常できないんですが、それが事故繰越しによってやったものと、そうでなく繰越し議決で上がらなかったものが、終わる予定だったものが終わらなかったの、事故繰越しという形で7年度に繰越しさせていただいたものがあります。理由については説明欄に記載のとおりです。

○8番（藤咲芙美子君） はい、分かりました。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

14番、小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） この繰越し、これ金額だけ出てんだけど、何年度の予算で繰越ししているのか見当がつかないんだよ。だから、藤咲さんが言ったように一覧表の中に、令和何年度、5年度か4年度か3年度かの予算、4年度当たりの予算も決算終わっているのに、繰越しやっているような気がしてならない。町長、笑っているところじゃねーよ。

○議長（三村孝信君） 小坪議員、基本的には前年度ですよ、これ。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） ご質問にお答えします。

予算はあくまでも単年予算ですので、この繰越しは6年度を7年度に繰越したものでございます。ただ、ちょっと資料的に補正だったり当初予算だったりという問題があると思いますので、それはちょっと資料は後で提示したいと思います。

それでよろしいでしょうか。

○議長（三村孝信君） 14番、小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） そういう説明したらいんだけど、さっきの下水道課長かな、令和5年度の繰越ししましたという説明が入っていたから、そういう関連があるのよ。令和5年度のやつを再繰越ししましたという説明が当初言ってるから、そういう形になっているのよ。令和5年度の繰越ししましたなんて言わなければ、私も聞くつもりはなかったんだけど。

○議長（三村孝信君） 14番、小坪議員、よろしいですか。

答弁求めます。

○14番（小坪 孝君） でも、その令和5年度のやつが何でまた繰越しになったんだ、そこら辺説明して、再繰越しだなんて言っているようだけれども、単年度方式で、財務課長が言っているように、私も単年度方式でその年に予算をやって決算をやるのがあれだと思っただけだけれども。それが毎年決算だと、再繰越し、明許繰越しとか、非常に不用額が

余り過ぎていない少ない予算の中で。

○議長（三村孝信君） 小坪議員、答弁求めますか。

○14番（小坪 孝君） はい。

○議長（三村孝信君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） ご質問にお答えします。

5年度というのは、多分明許繰越しが5年度から6年度に繰越した、その金額をまた再繰越しするので事故繰越しという言い方になると思いますので、5年度のものが6年に繰越したときに明許繰越しであって、明許繰越しをまた1年繰り越せるというのがあるんですが、それになると事故繰越しという形になります。

以上です。

○議長（三村孝信君） 14番、小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 言いたいのは、事故繰越しなんてあり得ないのよ。決算をしなきゃならないんだから、それが何で事故繰越しなんてあり得るのかな、単年度予算の中で。

○議長（三村孝信君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 繰越しをした時点で、その年度の決算からは除かれますので、その繰越しして除かれたものが再繰越しになったときは、またその6年度からも除かれて7年度の決算でなるといような形になると。

○14番（小坪 孝君） だから、そういう再繰越しやっているから、何年度の予算なんですかと文書で出してくださいと、藤咲さんが言っているように、私もそう思う。

○議長（三村孝信君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） ご質問にお答えします。

一応、資料作成するためにも、ちょっと再度打合せさせていただきたいんですが。

○議長（三村孝信君） 後ほど担当課と打合せをしていただければと思います。

それでは、ほかにございませんか。

○議長（三村孝信君） 11番、関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） これは町民課長に聞きたい。

報告21号、地球温暖化対策実施計画なんですけれども、ここ城里町は令和2年にカーボンニュートラル協議会に入っているんですよ、にもかかわらず毎年冬は石油ストーブ使っている、プラス石油ストーブ使ってエアコン22度設定してエアコンも動かしている、これ電気料の無駄ですわ。ストーブつけてエアコンつけたら、これ今年もやるのかどうか、ちょっと町民課長聞きたいです。

○議長（三村孝信君） リクエストがありますので、町民課長羽部理恵君。

○町民課長（羽部理恵君） 今回、そのストーブの利用に関してなんですけれども、こちらは庁舎管理のほうもございますので、そちらと協議の上、利用するかどうかご回答したいと思います。

○議長（三村孝信君） 11番、関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） この石油ストーブについて、職員の中から、この臭いがやだよ、気分が悪くなるという意見をたくさん聞いているんですよ。そういう庁舎内でよく協議していただいて、石油ストーブはやっぱりなしにして、やっぱり電気を使うべき、それと同時に石油を、そこの駐車場のところに置いておきますけれども10本以上ありますよ、200リッター超えたら危険物の資格が用な方がいなくちゃならない、そういう法的にもずれているようなことやっていますので、ぜひともエアコンの整備されているんで、職員の健康、それを考えてぜひともエアコンの利用を強く求めて終わります。

答弁いいです。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ちょっと質問、漏れてしまったんですが、よろしいでしょうか。

一般会計補正予算について、ちょっとお聞きしたかったことがあったんです。無理ですか。駄目。じゃいいです。担当課に行って聞きます。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

閉 会

○議長（三村孝信君） 本日の全員協議会の協議事項は全て終了いたしました。

なお、来る6月3日火曜日午前10時をもって令和7年第2回城里町議会定例会が招集されますので、午前9時50分までに議員控室にお集りいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時19分閉会